

近江八幡八日市都市計画地区計画の決定（近江八幡市決定）

都市計画県道 326 号沿道工業振興地区地区計画を次のように変更する。

地区計画の名称	県道 326 号沿道工業振興地区地区計画
地区計画の位置	近江八幡市若宮町 1 番 外
地区計画の区域面積	約 22.7 ha
地区の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標 本地区は、市南部の東海道新幹線沿いに位置し、県道 326 号大房東横関線を通じて名神高速道路「竜王インターチェンジ」及び「蒲生スマートインターチェンジ」へのアクセスに優れた交通利便性の高い地域である。また、当該県道沿道においては、すでに工業系および商業系施設が立地しており、産業拠点としての形成が進んでいる。 以上のことから、優れた立地環境を最大限に活用し、工業・流通業務機能への土地利用転換を適正に誘導することにより、無秩序な開発を抑制し、良好な都市環境の形成と持続的な維持を図ることを目標とする。
	土地利用の方針 交通利便性の高さを最大限活かし、工業系、流通系施設を配置する。
	地区施設の整備方針 ・県道 326 号を結節点として、(仮称) 市道馬淵上田線を幅員 12 m 以上で整備する。 ・区域内に幅員 12 m 以上の道路を整備する。
	建築物等の整備方針 効率的な産業活動が行える環境や良好な都市環境を形成するため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低制限、建築物等の形態または意匠の制限を定める
	その他の当該区域の整備、開発及び保全に関する方針 特に定めない。

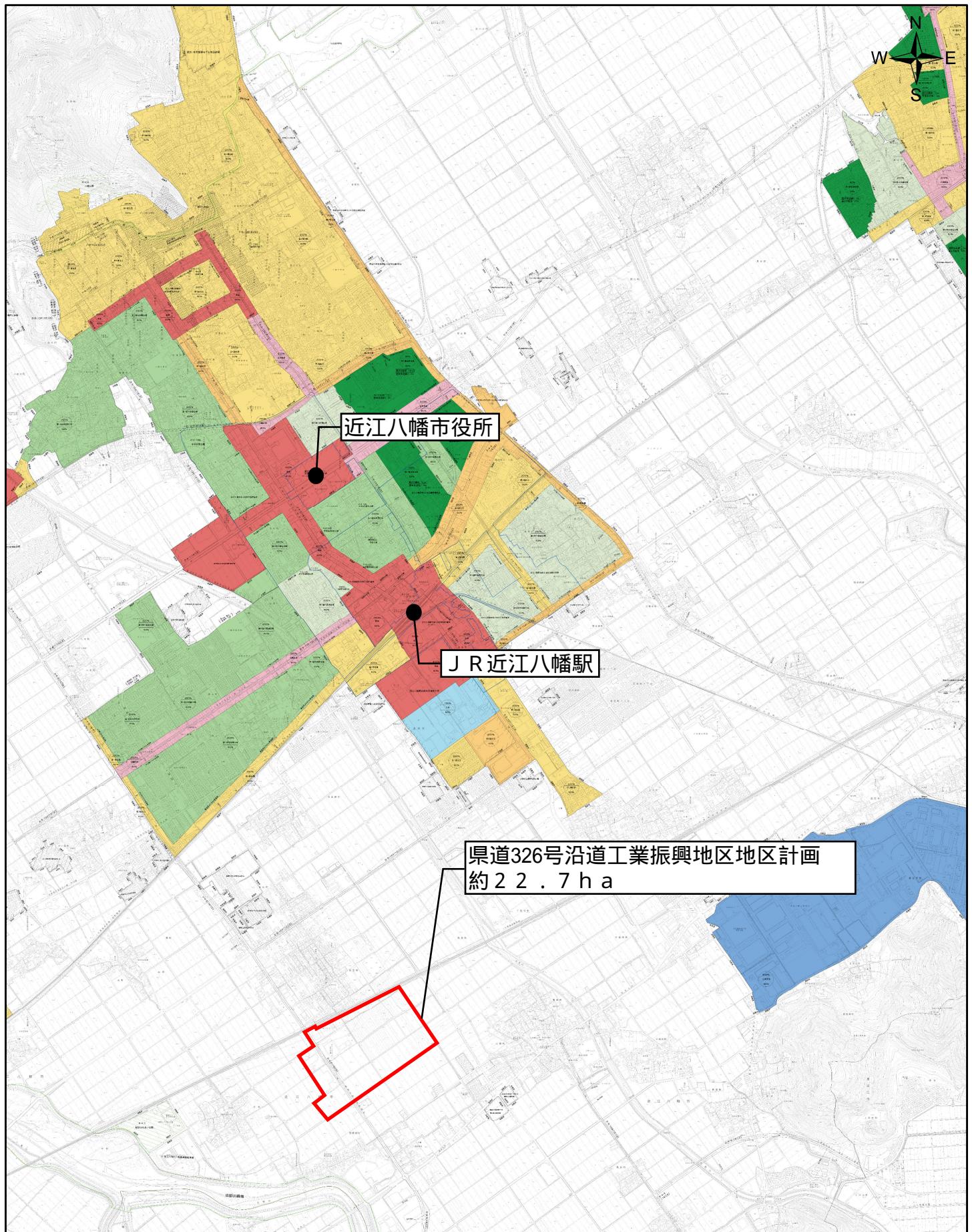
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		道路	道路の区分	幅員
				区画道路 (市道馬淵上田線を含む)	12m以上
	地区の区分	区分の名称	工業地区		
		区分の面積	約22.7ha		
	建築物等に関する事項	建築物等の用途制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第2(に)項第3号、第5号及び第6号に掲げる建築物</p> <p>(2) 建築基準法別表第2(ほ)項第2号、第3号に掲げる建築物</p>		
		建築物の敷地面積の最低限度	3,000m ²		
		建築物等の形態及び意匠の制限	ただし、当該規定が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地で、当該規定に適合しないもの又は、現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば、当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合についてはこの限りではない。		
	土地の利用に関する事項		建築物等の屋根及び壁面、屋外広告物の色は落ち着いた色彩を基調とし、周辺の環境と調和した落ち着きのあるものとする。		

「県道326号沿道工業振興地区地区計画」の決定理由

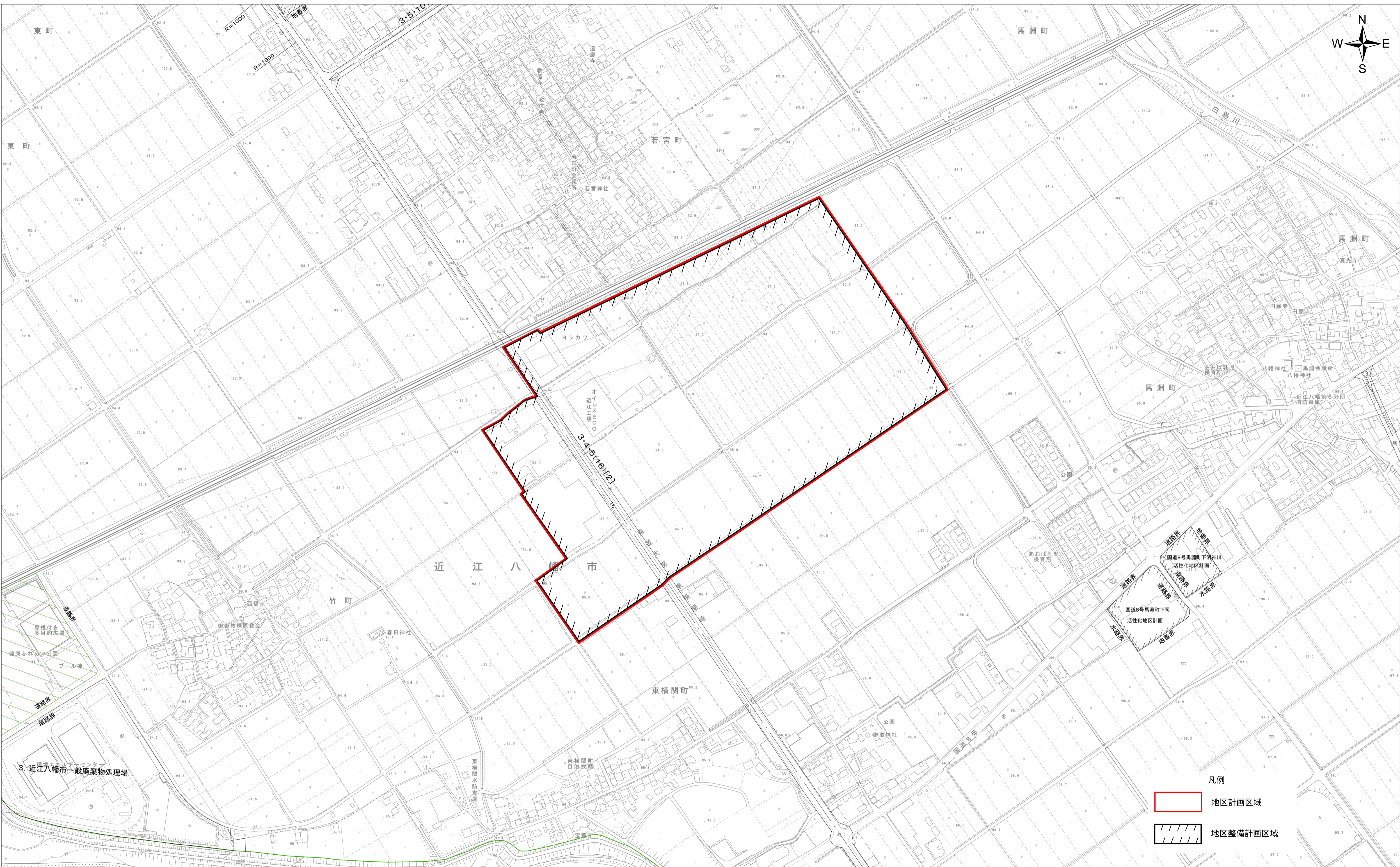
本地区は、市南部の東海道新幹線沿いに位置し、県道326号大房東横関線を通じて名神高速道路「竜王インターチェンジ」及び「蒲生スマートインターチェンジ」へのアクセスに優れた交通利便性の高い地域である。また、当該県道沿道においては、すでに工業系および商業系施設が立地しており、産業拠点としての形成が進んでいる。

以上のことから、優れた立地環境を最大限に活用し、工業・流通業務機能への土地利用転換を適正に誘導することにより、無秩序な開発を抑制し、良好な都市環境の形成と持続的な維持を図るため、都市計画決定を行う。

総括図



計画図



1:2,500

0 0.05 0.1 0.2 km